

約款新旧対応表

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
V 使用および供給	<p>23 契約超過金</p> <p>(1) お客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。</p> <p>(2) 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。</p>	<p>23 契約超過金</p> <p>(1) 500kW以上の契約の場合、お客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。</p> <p>(2) 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 上記により、翌月以降の契約電力は、甲乙協議のうえ決定するものとします。</p>
III 契約種別および料金	<p>13 電気料金</p> <p>(1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金及びロに定める電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、需給契約をもって定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、一般電気事業者基本料金の半額といたします。</p>	<p>13 電気料金</p> <p>(1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金及びロに定める電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、需給契約をもって定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p>
VI 契約の変更および終了	<p>37 解約等</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約の7日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払わ</p>	<p>37 解約等</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約の7日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払わ</p>

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
	<p>ない場合</p> <p>ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払わない場合</p> <p>ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合</p> <p>ニ その他お客さまが本約款に違反した場合</p>	<p>い場合</p> <p>ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払わない場合</p> <p>ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合</p> <p>ニ その他お客さまが本約款に違反し、相当期間を定めて是正を促したにもかかわらず、当該期間内に是正しなかった場合</p>
<p>V 使用および供給</p>	<p>当社、一般電気事業者またはこれらの指定する第三者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p>	<p>当社、一般電気事業者またはこれらの指定する第三者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの一般電気事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般電気事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査</p> <p>(2) 47（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 26（供給の停止）、35（需給契約の廃止）(1)または 37（解約等）により必要な処置</p> <p>(6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般電気事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
表紙	電気需給約款（高圧）	電気需給約款
3 定義		(7) 特別高圧 標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。
12 契約電力等	(1) 契約種別を問わず（但し、自家発補給電力及び予備電力を除きます）契約電力は次によって定めます。 イ契約電力が 500 キロワット以上の場合	(1) 契約種別を問わず（但し、自家発補給電力及び予備電力を除きます）契約電力は次によって定めます。 イ契約電力が 500 キロワット以上の場合、 および特別高圧で供給する場合
全体	一般電気事業者	一般送配電事業者
6 需給契約	契約種別・供給電気方式・需給地点・需要場所・供給電圧・契約負荷設備・契約受電設備・契約電力・発電設備・供給開始日・契約使用期間・料金（基本料金・電力量料金）・料金の支払方法	供給電気方式・需要場所・名称・供給電圧・契約電力・供給開始日・料金（基本料金・電力量料金）・支払条件
3 定義	(18) ピーク時間 夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし、休日等における該当時間を除きます。	(18) ピーク(重負荷)時間 ピーク(重負荷)時間は、一般送配電事業者が定めるピーク(重負荷)時間に準ずるものとします。 ・夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間(東京、中国、九州) ・夏季の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間(中部、関西) ただし、休日等における該当時間を除きます。
3 定義	(19) 昼間時間 毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日等における該当時間を除きます。	(19) 昼間時間 毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク(重負荷)時間および休日等における該当時間を除きます。

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
3 定義	(20) 夜間時間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。時間および休日	(20) 夜間時間 ピーク(重負荷)時間および昼間時間以外の時間をいいます。
17 日割計算	<p>(1) 当社は、15 (料金の算定) (1)イ及びロの場合、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	<p>※2017年3月13日改訂</p> <p>(1) 当社は、15 (料金の算定) (1)イ及びロの場合、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。</p> <p>繰上検針(月末検針)の場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{使用月の日数}}$ <p>分散検針(検針日検針)の場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{使用期間の開始日が含まれる該当月の日数}}$
48 その他	(2) 料金についての特別措置(太陽光発電促進付加金) 料金に一般送配電事業者と同額の太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。	文言を削除